

- 知的財産の取扱いおよび管理状況は適当か。
- ④金銭以外の利便の供与
 - 利便の授受があるか。
 - 親族への利便の供与があるか。
- ⑤学生・教職員との関係
 - 兼業者と教員との関係は適当か。
 - 兼業者と学生との関係に問題はないか。
- ⑥組織との利便関係
 - 組織との間に利益相反状態が発生していないか。
 - 実施場所に問題はないか。
- ⑦兼業先以外への兼業状況
 - 兼業企業間における関係が明確になっているか。
 - 守秘義務等の遵守が可能な状況にあるか。
- ⑧社会的説明
 - 産学官連携活動が社会的説明責任を果たせるものか。社会的納得が得られるものか。
- ⑨大学の基本方針の確認
 - 大学の基本方針にマッチしたものか。
- ⑩責務相反状態の考察
 - 実施時間、実質時間（移動時間を含む）、兼業回数は適当か。
 - 学内活動に支障があると判断されないか。
 - 本務とのバランスは適当か。
- ⑪法的違反・学内規則違反への考察
 - 研究優先、社会貢献優先により学内規則等が無視されていないか。
 - 個人的な契約等の締結が存在しないか。
 - 産学官連携活動が大学許可のもと行われているか。
 - 兼業が妥当か。

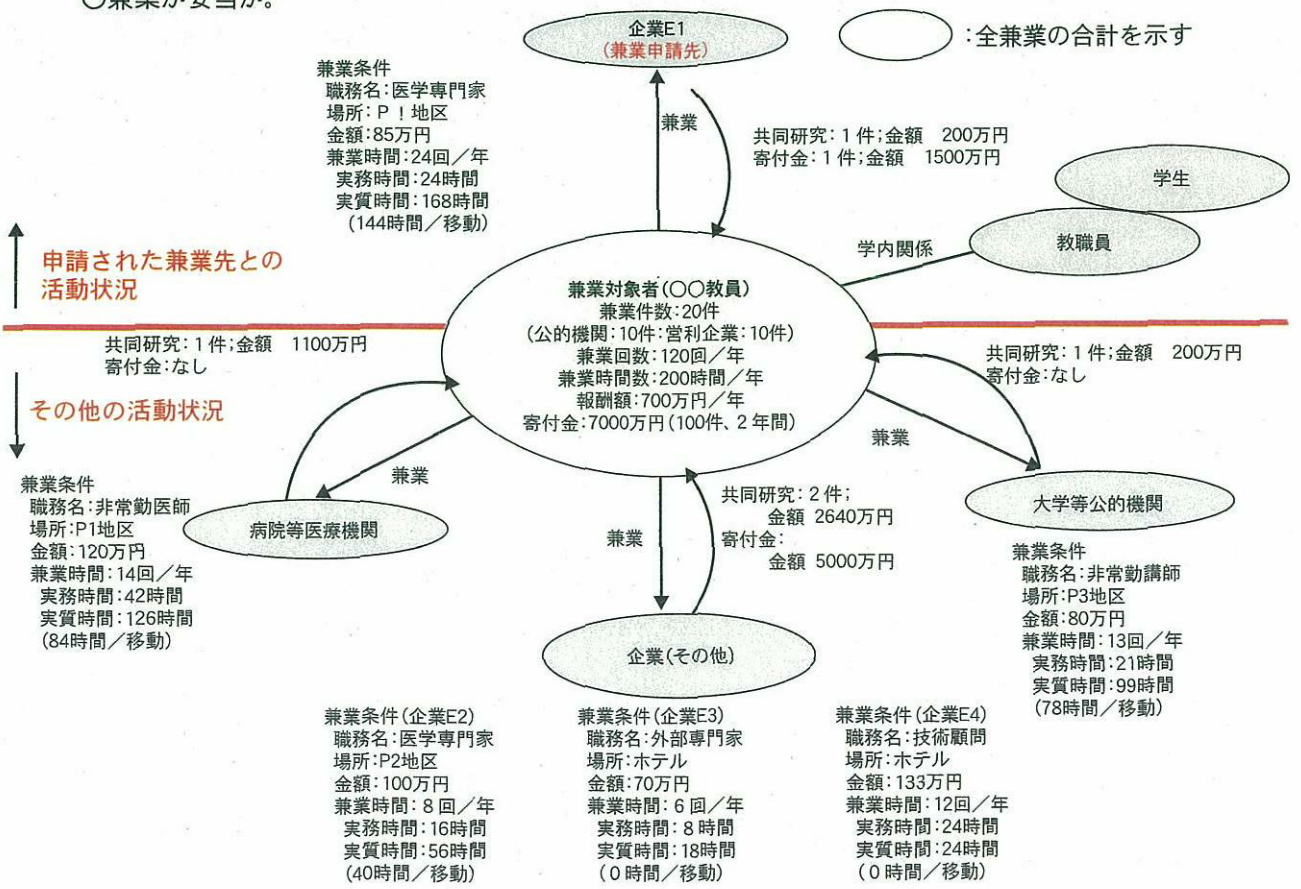


図5 兼業申請時における教員の外部活動状況調査

表2 兼業申出書における調査結果 (徳島大学の例)

(利益相反アドバイザー用)

提出日

報告者

氏名	所属		
兼業申請種類	○新規 ○継続		
兼業先	○大学等公的機関 ○企業 ○NPO ○その他	兼業先業務内容	
	大学発ベンチャー企業	○自社企業 ○共同出資企業 ○知人企業 ○親族企業 ○共同開発企業	業務内容
兼業場所 (移動時間)			
技術移転方法 申請者の専門分野と内容	○成果活用 ○知識活用 ○臨床関係		
	専門分野		
	研究内容		
兼業の種類と兼業名	○役員兼業： ○通常兼業： ○臨床兼業： ○NPO兼業： ○その他の兼業：		
職務内容			
役員兼業名 代表権の有無	○取締役社長 ○取締役 ○協会役員 ○その他		
	○有 ○無		
職務権限	○有 ○無		
期間/時間	年兼業許可日～ 年 月 日 日/月 時間/日(曜日)		
報酬	○無報酬 ○契約報酬 ○役職報酬 ○物品報酬 ○人的報酬 ○その他		
	報酬金額 /時間、 /月、 /年		
	成功報酬の有無(ロイヤリティー収入など)		
	株の保有		
兼業先との関係	○出身企業 ○出身大学 ○その他		
兼業先との研究状況	○共同研究 ○受託研究 ○その他、試料等物品提供など		
兼業先からの資金提供	○寄附金 ○講演料 ○その他		
まとめ			

表3 総合的利益相反状態の判断チェックシート (まとめ)

(利益相反アドバイザー用)

検討項目	調査結果	判定 (適当、ヒアリング、忠告)	理由
兼業による金銭的等利益授受の状況			
報酬 (全額)	金額:		承認基準:
株の取得状況			
その他の利益授受状況			
公的に承認された資金の獲得状況			
共同研究			
寄附金			
受託研究			
知的財産管理状況			
特許出願			
研究成果の管理状況			
金銭以外の利便の供与			
利便の授受状況			
利便の供与状況			
親族への利便の供与			
学生・教職員への対応			
教員			
職員			
学生			
組織の利益授受状況			
兼業先以外への兼業状況			
兼業企業間の関係			
守秘義務遵守状況			
兼業先との業務関係			ベンチャー兼業
責務相反の状況			
兼業時間			承認基準:
実務時間			
移動時間			
実質時間			
兼業回数			
学内活動状況			
授業の実施			
会議等の参加			
学生指導の実施			
規則・法律との関係			
社会的説明の可能性			
総合判断			

3・1・2 ベンチャー企業への兼業に対する利益相反状態の検討項目

1) 兼業申出先との金銭等利益授受の状況

(1)報酬（役員報酬、契約報酬、顧問報酬、株式等の提供等）

①報酬額は妥当か。

○ベンチャー企業の収支報告書より判断する。赤字経営である場合、公的資金の支援を受けている場合、取締役役に就任して自分が経営権を持っている場合、共同研究や寄附金等を受けている場合、既に兼業認可済の多くの関係機関から報酬を受けている場合などの状況下にある兼業先から多額の報酬を受けていないか。

②受ける報酬に疑惑をもたれるものはないか。

○兼業業務が正当に行われた対価か。

○名前貸しの報酬ではないか。

○大学での身分を背景とした報酬ではないか。

③兼業先での業務内容や時間などが適切か。

○兼業先の業務内容は大学教員として相応しいか。

○大学の本務に不利益を与えるような兼業でないか。

④関連した寄附金の受け入れはないか。

○兼業者が設立したベンチャー企業から寄附金を受けていないか。

○寄附金の金額が適切か。

⑤株の持ち分は妥当か。

○共同出資者との持ち分比率が適切か。特に身内や同講座の研究者と学生との関係が適切か。

⑥自分の研究グループが報酬を受けていないか。

○同じ研究者仲間、特にグループへの報酬は適切か。

(2)申請兼業内容（職務内容、日数、時間（実務および実質時間）など）

①兼業先の職務内容が専門分野の知識を必要とするものか。

②実施時間数および実質時間数は適切か。

③実施回数等は適切か。疑惑を持たれるものでないか。

2) 申請先との産学官連携活動

(1)公的に承認された資金の獲得状況

①寄附金制度の趣旨・目的に適合しているか。

②寄附金制度の規則に違反していないか。ベンチャー企業の業務を大学で行うための資金となっていないか。ベンチャー企業として雇用すべき人材を大学として雇用していないか。

③寄附金の使用目的は適切か。

○ベンチャー企業の業務が目的でないことが明確にできるか。

○講座等に寄附金等を受けていないか。

・講座全体がベンチャー企業の業務をしている印象はないか。

④共同研究の目的は正当か。

○ベンチャー企業との開発目的や目的達成のための資金として適切か。

○関連企業との共同研究や兼業業務を自社ベンチャー企業の業務として大学で行っているとの印象を与えていないか。

○共同研究資金と寄附金との比率は適切か。

○共同研究経費がベンチャー企業との研究開発のための言い訳になっていないか。寄附金額が突出して大きくないか。

⑤兼業先への利益供与になっていないか。

○寄附金や共同研究を盾に、大学施設・設備を活用するための口実としていないか。

⑥物品購入が行われていないか。

○兼業先のベンチャー企業で開発したものが、大学で購入されていないか。

○共同開発等の製品であれば、大学内で活用できる配慮はあってよいのではないかと判断されるが、開発時の試作品を大学で購入する状況になっていないか。

- ベンチャー企業の経営補助になっていないか。
- (2)知的財産管理（有体物の提供及び供与を含む）
- ①大学の研究成果を大学の許可なく持ち出していないか。
 - 研究成果の管理が十分であるか（ラボノート、兼業業務管理など）。
 - 大学の研究成果、ベンチャー企業の成果及びベンチャー企業以外の兼業先での成果が区別されているか。
 - ②学内研究とベンチャー企業での研究開発が区別できるか。
 - 研究成果の管理体制が整備されているか。
 - ③研究成果の管理、成果と大学教員との関係などが明確になっているか。
 - 講座の教員が不利益を被っていないか。
 - 研究成果の管理、大学教員の研究成果が明確に区別されているか。
 - ベンチャー企業に関与しない教員の研究の自由及び成果の保護が行われているか。
 - ④研究成果が適正に移転されているか。
 - ノウハウ及び成果が正式なルートで移転されているか。
 - ⑤知的財産本部職員がベンチャーの支援者になっていないか。
- (3)対象者への金銭以外の利便の供与（施設の提供（大学、兼業先）、論文など）
- ①大学の施設を無償及び不適切に利用していないか。
 - 大学の施設・設備を大学の規則に従って利用しているか。
 - ②相手側の設備が無償で提供されていないか。
 - 兼業先からの設備等が無断で持ち込まれていないか。
 - ③論文等で適切な扱いをしているか。
 - 研究成果の論文発表で、設立ベンチャー等の広報に利用したり、大学等の名前を利用したりしていないか。
 - ④ベンチャー企業の機器など設備の持ち込みはないか。また、その逆は考えられないか。
 - ベンチャー企業の機器やソフトを持ち込み、実証試験を行っていないか。
 - ⑤身分の付与など活動への利便は適当か。
 - ベンチャー企業の身分付与は適当か。
 - ベンチャー企業活動に大学の身分とベンチャー企業の身分をダブルらせて活動していないか。
- (4)親族等への金銭および利便の供与（親族への株式等の提供や保有、親族の勤務）
- ①親族が会社の株を保有していないか。
 - ②親族会社との関係は適切か。
 - 親族などの勤務やその報酬を優遇していないか。
- (5)講座職員等への対応（教授等が設立した場合）
- ①ベンチャー企業への兼業を強制していないか。
 - ②講座職員の研究活動の自由を認めているか。
 - ③教員への活動及び昇進に、直接及び間接的に圧力をかけていないか。
- (6)学生への対応
- ①学生に対する教育を優先しているか。
 - ②学生の不利益になっていないか。
 - 学会発表など学生の権利が保証されているか。
 - 学生の意志が尊重されているか。
 - ③学生の教育を受ける権利が保証されているか。
 - 無理に守秘義務契約などを結ばせ、学生の活動を制約していないか。
 - 学生を無理にベンチャー企業へ勧誘していないか。
 - ④学生へ精神的負担を掛けていないか。
 - ベンチャー企業の研究テーマを押しつけていないか。
 - 卒業等に影響を与えていないか。
 - ⑤その他、特許出願における手続きは適正に行われているか。
 - 学生の研究への貢献度が評価されているか。